

様式第1号（第7条関係）

松（ ）第 号
年 月 日

殿

松山市長 印

浄化槽設置(変更)届出書受理通知書

あなたから提出のありました次の浄化槽に係る 年 月 日付け設置届出の内容は、相当と認められるので通知します。

したがって、この通知を受理後は、直ちに、浄化槽工事に着手して差し支えありません。つきましては、裏面の事項に留意のうえ、浄化槽の適正な設置及び維持管理をしてください。

設置場所	
型式	
容量	

- 1 浄化槽の維持管理は、あなたに責任がありますので、保守点検については市長の登録を受けた保守点検業者に、清掃（毎年1回以上）については市長の許可を受けた清掃業者に委託して行ってください。

- 2 浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを総合的に判断する水質調査については、浄化槽法第7条（使用開始後6月を経過した日から2月間に実施）並びに第11条（毎年1回）に基づき、指定検査機関（公益社団法人愛媛県浄化槽協会）に依頼して検査を受けてください。

- 3 浄化槽の維持管理上特に注意していただきたい事項は、次のとおりです。
 - (1) し尿を洗い流す水は適正量とすること。
 - (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
 - (3) し尿のみを処理する浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）にあっては、雑排水を流入させないこと。
 - (4) 浄化槽（みなし浄化槽を除く。）にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
 - (5) 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
 - (6) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
 - (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
 - (8) 通気装置の開口部をふさがないこと。
 - (9) 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、委託している保守点検業者に連絡すること。

様式第2号

<p>浄化槽使用開始報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名</p>				
浄化槽の規模				
設置場所				
設置の届出の年月日				
使用開始年月日				
技 術 管 理 者 又は管理士	職 名	登録番号 第 号		
	氏 名			
備 考			整 理 ※ 番 号	
			※ 受 理 年 月 日	

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第3号

浄化槽技術管理者変更報告書			
年 月 日			
殿			
住所 報告者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名			
設置場所			
変更後の 技術管理者	職名		
	氏名		
変更年月日			
備 考			※整理番号
			※受理年月日

注 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 変更後の技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

<p>浄化槽管理者変更報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住所 報告者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名</p>			
設置場所			
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称			
変更年月日			
備考			※整理番号
			※受理年月日

注 ※印の欄には、記載しないこと。

